

先生各位

## 新規検査項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正され、令和2年7月1日より施行されることを受け、新たに下記項目の受託を開始することになりましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《受託開始日》 令和2年7月1日（水）受付分より

《検査要項》①

検査項目名称	スチレン代謝物
検査コード	0883
JLAC10	3K040-0000-001-205-01
検体量	尿 1.0mL
保存・容器	冷蔵・U1
実施料（判断料）	未収載
所要日数	6～10日
検査方法	LC-MS法
基準値	設定なし・g/L
報告形態	マンデル酸（MA）、フェニルグリオキシル酸（PGA）、合算値（MA+PGA）を報告
実施施設	ビー・エム・エル

《 解 説 》

厚生労働省から以下の通知が出ていますのでご参照ください。

特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における 特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)、鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしております。

(厚生労働省労働基準局長 基発 0304 第 3 号より)

《特別有機溶剤(スチレン)における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋》

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・特有剤	一次健康診断	尿中のマンデル酸およびフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無およびマンデル酸の量の測定

《 備 考 》

- 採取日は、連続した作業日の最初の日を除いた作業終了 2 時間前に一度排尿して捨ててください。作業終了時排尿して所定の容器に必要量を入れて提出してください。
- 分布区分のご報告は致しません。

《 検 査 要 項 》 ②

検査項目名称	尿中メチルイソブチルケトン
検査コード	0765
JLAC10	設定なし
検体量	尿 15.0mL
保存・容器	冷蔵・UC(専用)
実施料(判断料)	未収載
所要日数	16 ~ 30 日
検査方法	ヘッドスペース GC/FID 法
基準値	1.7 mg/L 以下
備考	凍結不可
実施施設	中央労働災害防止協会・労働衛生調査分析センター

《 解 説 》 （スチレン代謝物の項での解説に下記を追加）

クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトンについては、動物実験により発がんに係る知見はあるが、比較的高濃度ばく露によるものであり、ヒトに関する発がんの知見は十分ではないため、発がん以外のその他の健康リスクの可能性が指摘されていることを踏まえて、項目を追加する等の改正を行った。

「尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定」は、メチルイソブチルケトンによるばく露状況を評価するための検査であること。

（厚生労働省労働基準局長 基発 0304 第 3 号より）

《採尿時の注意》

- 専用容器（UC）に採尿をお願い致します。
- 容器（UC）の目盛一杯（15mL 以上）まで尿を採取してください。検査対象が揮発性物質のため、容器内の空間部分（気相部分）が多くなると、保管・輸送時に尿から検査対象が揮発してしまい、報告値の誤差が大きくなります。また、同じ理由により安定性が短くなっておりますので、採尿後は直ちに付属のスクリーキャップで密栓してください。
- 凍結保存はできません。